

第八十二回 参議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和五十二年十一月十五日(火曜日)
午後二時三十分開会

委員の異動

十月二十八日
辞任 目黒今朝次郎君
補欠選任 吉田忠三郎君

十月三十一日
辞任 中野 明君
補欠選任 宮崎 正義君

十一月一日
辞任 宮崎 正義君
補欠選任 中野 明君

十一月十五日
辞任 宮本 顯治君
補欠選任 神谷信之助君

出席者は左のとおり。

委員長 中尾 辰義君
理事 大石 武一郎君
八木 一郎君
寺田 熊雄君
中野 明君

委員 河本 嘉久蔵君
山本 富雄君
安永 英雄君
吉田忠三郎君
橋本 教君
神谷信之助君
円山 雅也君

國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

政府委員

法務政務次官 青木 正久君
法務大臣官房長 前田 宏君
法務省刑事局長 伊藤 榮樹君
最高裁判所長官代理人 牧 圭次君
最高裁判所事務 局長 佐々木 武

事務局側
主任委員会専門 員 奥村 俊光君
説明員 内閣官房内閣審 議員 田中 和夫君
外務大臣官房領 事務主任部長 賀陽 治憲君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件
○航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
去る十月三十一日、中野明君が委員を辞任され、その補欠として宮崎正義君が選任されました。

また、去る二日、宮崎正義君が委員を辞任され、その補欠として中野明君が選任されました。
また、本日、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として神谷信之助君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に中野明君を指名いたします。

○委員長(中尾辰義君) 航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

近時、航空機強取、取り事件等一部過激派分子による各種不法事犯は、一段と悪質化する傾向を示しており、特に先般の日航機強取取り事件においては、多数の乗客、乗員の生命が重大な危険にさらされただけでなく、一般刑事犯を含む被拘禁者の奪取等および法秩序を確立して民主主義体制を堅持する上から、とうてい看過し得ない容易ならざる結果を招来するに至ったことはまことに憂慮にたえないところであります。

もとより、政府といたしましては、かねて、この種犯罪に対する適切な各種取り締まり対策の推進を図ってきたのでありますが、かかる事態を前にして、さらに強力にして実効ある対応策を樹立する必要があるところであります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。その一は、航空機の強取等の処罰に関する法律の一部を改正し、航空機を強取した者等が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し不法な要求をする行為について特別の処罰規定を設け、「無期又は十年以上の懲役」をもって処罰することとするものであります。

各階層の協力のもとに、毅然たる決意を持って各般にわたる行政諸施策の一層の徹底を図るとともに、法制面の問題点につき緊急の改善措置を講ずることにより、これら行政諸施策と相まって、この種犯罪の未然防止に万全を期し、あわせて犯人に対する実効ある科刑の実現に資することとする趣旨で、この法律案を提出することとした次第であります。

すなわち、最近の航空機強取取り事件においては、航行中の航空機を強取した上、乗客等を人質として、第三者に対して不法な要求をする例が多く、しかも、その内容は、身代金の要求にとどまらず、拘禁中の被告人や受刑者の釈放を求めるといった法治国家として容認しがたい事項にまで拡大してきているのであります。かかる不法な要求をする行為に対して、その実態に応じた処罰規定を設けて一般の強取犯よりも重い法定刑をもって臨むものとするのは、国家刑政上から見て、きわめて緊要と考えた次第であります。

その二は、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正し、不法に業務中の航空機内に爆発物、銃砲、刀剣類または火炎びんその他航空の危険を生じさせるおそれのある物件を持ち込む行為について特別の処罰規定を設け、爆発物に関しては「三年以上の有期徒刑」、銃砲、刀剣類等に関しては「二年以上の有期徒刑」をもって処罰することとするものであります。

つといたしまして、航空機内への爆発物、銃砲、刀剣類等の持ち込みを防止することが肝要と考えられるので、このため、空港における安全検査等の強化徹底と相まって、これらの物件を不法に航空機内に持ち込む行為に対して一般の不法所持罪よりも重い法定刑をもって臨み、もってこの種事犯の未然防止に資することとしたものであります。

その三は、旅券法の一部を改正し、現在刑事訴訟を受けている者等に対する旅券発給制限の対象となる罪の法定刑が長期五年以上となつてゐるのを二年以上に改め、新たに旅券の返納命令の通知内容を公告して通知にかえる制度を設けるとともに、旅券法違反の罰則の法定刑を引き上げ、一年以下の懲役を三年以下の懲役に改めること等とするものであります。

すなわち、過激派関係者により犯される犯罪の中には、法定刑の長期が五年未満のものも含まれており、これらの者については旅券発給の面からも適切な規制を行うことがぜひとも必要と考えます。かかる旅券発給の規制によりこれら過激派関係者が外国に渡航してわが国の刑罰権から逃れることを防止するとともに、航空機のハイジャック等国際社会一般の法秩序に対する重大な侵害を未然に防止するよう努めることがわが国にとって緊急の必要事であると考えられます。

また、公告による旅券返納命令の制度を新設して返納事由に該当するに至つた者については、その所在が判明しない場合でも、有効に旅券返納命令を発し得るものとするににより、その所持する旅券を失効させるとともに、関係諸外国にもこのことを通知して過激派関係者の外国での滞在ないしは国際間の移動に歯止めをかけ、外国官憲の協力のもとに本人を帰国させることも図らうとするものであります。

さらに、虚偽申請による旅券の取得、旅券の不正行使等は、過激派関係者の不正な海外渡航に利用されるところであることにもかんがみ、この罰則を強化して旅券犯罪の防止を図る必要があります。

その他、関連規定の整理を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中尾辰義君) 以上で説明の聴取は終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は御発言を願います。

○八木一郎君 私の質問は簡単に御質問申し上げますが、説明は一般国民によくわかるように御答弁を要求します。

まず一問ですが、本月の八日に政府はハイジャック等非人道的暴力防止対策本部として、日本赤軍対策、国際協力推進、また安全検査等の徹底、さらに入出国規制等、また国民に対する理解と協力の要請、さらには在外公館等の警備の強化と、また法律改正という七項目に分けて対策を決定し、今後とも常設的なものとして対策の実施状況を日常、常時的に点検をすることにしたと、こういうことを公に発表されております。その具体的な内容についてここで詳しく説明をしていただきたいのであります。さつきも申しましたように、この文章わかりにくいところが多いので、わかりやすいアクトメントのある説明を求めます。

○説明員(田中和夫君) お答えいたします。去る十月四日に政府といたしましてハイジャック等非人道的暴力防止対策本部を設置いたしました。十月十三日にはそのまだハイジャックの余韻が残る時期に、十月十三日はいわゆる第一次緊急対策と申しますか、そういうものを発表し、続いて十月二十日には緊急を要する法律案案、ただいま審議をお願いしておりますこの法律案につきましては決定し、さらに十一月八日にこの一次とあるいは法律案を含めまして対策を決定したわけでございます。

この対策の内容でございますけれども、先ほど先生おっしゃられましたとおり七項目ござい

す。詳細に分けますと二十四細目にわたつておりまして、これを簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

第一に、何よりも大切なことはやはりこの事件を引き起こしました日本赤軍の根源を絶つ、こういうことでございます。そのために私どもといたしましては日本赤軍対策というものを第一に挙げております。これは国外、国内あるいは海外を問わず、日本の赤軍を撲滅すると、こういうこと

でございますので、一つには警察、これに関連する諸官庁を充実いたしまして赤軍の取り締まり、情報活動を強化するとともに、海外の赤軍対策に当たりましてはICPO、それから国際連携を強くめまして、海外での日本赤軍あるいは過激派の情報を収集する、こういう活動を予定でございます。

第二に国際協力の推進でございます。これはハイジャック防止関連三条件と申しまして東京条約であるとか、あるいはヘグ条約、モンテリオール条約、こういうのがございすけれども、これには世界の各国がまだ加盟してないところが多うございす。したがって、これらの未加盟国に対してわが国といたしまして積極的

に働きかけ、そして加盟していただく、こういう方針でございます。そのほかたとえば現在わが国の飛行機が、日航でございますけれども、これが寄港しております外国の空港で私どもの要求して

おりますような安全検査というものが行われないうところもございすので、そういうところにつきましては、場合によつて寄港中止であるとか、あるいは相手国企業の乗り入れ再検討の措置も考

えておるといふことでございます。これが国際協力の点でございます。

第三は、安全検査の徹底でございますけれども、これは御承知のように国内ではかなりボディチェックであるとか、あるいは荷物検査、こういうのをやっておりますけれども、さらにこれに加

えましてダブルチェックと申しまして、一度い

サイド、飛行機に乗る直前にもう一度検査すると

いうダブルチェックでございます。こういうものも実行していこう、こういうことでございます。それに伴ひまして検査用の機器であるとか、あるいは地上監視員、地上作業員というものがござい

まして、こういう人たちの作業を監視する機器の開発と、こういうこともひとつ考えておるわけ

でございます。

それから第四でございますけれども、出入国規制でございます。これは先ほど法務大臣の説明も

ございしましたように、いろいろなわが国の公安を害するような人たちが入ってきたり、あるいは過激の連中が出ていく、こういうものをさらに強く

チェックしよう、こういう対策でございます。

第五に、これは大きな問題でございますけれども、ハイジャック防止に關しまして国民の理解と協力、こういうものを求めるよう強力に働きかけたい、こういうことでございます。

それから第六でございますけれども、在外公館等の警備の強化でございます。これは従来から在

外公館等についてはやつておるのでございすけれども、なおこれからの過激派、その中でも日本赤軍の活動状況なりあるいは情報なりとつてみま

すと、これからの襲撃の目標というものは在外公館を含めまして、日航であるとかあるいは海外進出

企業の襲撃ということも考えられますので、こ

うところに対する警備もこれから嚴重にして

きたい、かように考えておるわけでございます。

第七といたしましては、ただいま御審議いた

のございますけれども、これは実際の運用上非常な危険を伴う可能性があります。しかし考えてみますと、反面その予防効果というものは見逃しがたいものもございまして、これも検討する。また先ほど私が申し上げました安全検査の徹底でございまして、この徹底が十分に行われないう場合は、場合によっては法的措置を講じましてこの対策を強力に進めると、こういうことも考えておる次第でございます。

なお、以上申し上げました対策につきましては先ほど先生も御指摘なされましたように、対策本部を常設的なものとし、以後この対策につきましては国際情勢であるとか、あるいは過激派等の状況の変化によりまして、この対策を補足したり、あるいは促進したり、あるいは補充したり、こういうようなことを対策本部として考えて運用していきたいと、かように考えている次第でございます。

○八木一郎君 いま御説明をいただいたこのビラは、委員にお配りしてあります。なれば資料として配ってください。

○説明員(田中和夫君) 後ほど資料として御提出いたします。

○八木一郎君 二問は、今回のハイジャック事件に政府の行った措置は万やむを得なかつたと考えます。しかしながら、大臣も先般あいさつで言っておられますように、重大な犯罪人で身柄拘束中の者を一度ならず二度までも犯人の要求で釈放するという事態に立ち至つたといふことはいかにも残念至極です。凶悪犯人を世界じゅうにはらまいておけるような結果になつてしまつたことは断じて許せません。三たびもこのような事件が発生しないように特段の措置は、これは書いたり言ったりすることは簡単で言うはやすいのですが、行いはなかなかかたかたと思ひます。俗な言葉で言へば、日本のあるいはドイツ的か、人命尊重か法秩序か、一体大臣はどのような基本的な態度で対処しようとしておられるか。政府、大臣は周到かつ峻厳な態度をもって対処するとおっしゃるでしょ

う。しかし、ただいま伺つたこの七つの対策では、まだより悪質なこの種の事件がこれで断ち切られる、安心だと、三たび目はもう絶対ないといふふうには思えない不安を持たざるを得ません。私は、みせしめの意味も含めまして死刑にする、極刑も辞さないという峻厳な態度で対処する、これが本気で——大臣御就任前に、血を流すこともやむを得ないのだと、毅然とした非常に強い姿勢を伺うことができませんでした。その問題をもう一度ここで、たゞまではなく大臣の本音はこれだといふことが国民によく理解、納得できるような御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いま八木委員からも仰せになりましたが、この前の日航ハイジャック事件におきましては御承知のような事態の中で、政府といたしましては百数十名に上る乗客及び乗務員の生命を何とか守りたい、保護したい、こういう基本的な態度で臨んだわけでございます。御承知のような状態でありまして、政府といたしましては憲法を施行し、憲法のもとにおいてその諸原則を、法律、規則を定めてそれを実現する、いわゆる法治国家をわが国はとっておるわけでございます。これはとりもなおさず国民全体の生命、財産を平和で安全かつ自由に活動できるように国をつくり上げたい、こういうことで法治国家ができておると思ひます。でありますから、政府がかような場合に判断します場合は、やはり大前提として人命を何とか保護する、いわゆる人命を尊重する、こういう立場で臨まざるを得ない。

その際に、いまおっしゃつたとおりに、法治国家としての関係はどうなるかといふことが深刻に考えられるわけでございますが、この前の措置は、事態が御承知のとおり海外であるし、なかなか国内にあるように簡単にいかない非常に深刻な事態でありました。でありますから、憲法の求める法の理論からいって、人命を尊重するためには、一部いわゆる超実定法的措置をとつたことは御承知のとおりであります。私もそのことはあ

の事態に對してはやむを得なかつた。きわめて残念であるし、それこそ断腸の思いといふことが言われておりますが、やむを得ないことであつたとしても、そういうことで容認せざるを得ない、こういう態度をとつておるわけでございますが、しかしいまま申し上げましたように、法治国家の最終の最大の目標は国民全体の平和と安全、自由を守つていくということでありまして、もしこういう事態がたびたび起こるといふことになりますと、この前の措置でも、すでに犯罪によつて裁判の結果収監されておる者も一部放さなければならぬ、犯罪によつてこれから起訴されて裁判にかけなきやならぬ者も一部放さなければならぬ、こういうことになりますと法治国家としての存在がだんだん危うくなつてくるおそれがある。これは憲法や法律の、また国民全体が求めるところでないと思ひます。でありますから、基本的態度といふことになりますと、人命を尊重しながら法治国家はあくまでも守つていくという重大な決意をしなければならぬ。あらゆる努力をいたしませす。予防措置も講ずる。起こりましたときにあらゆる努力をいたしますが、どうしてもその努力の結果、時と場合によつては人命に残念ながら損傷を来す場合があり得るかもしれないけれども、しかし法治国家としての大目標を、基本原則を曲げると、そういう事態にはやむを得ない断固たる措置をとらなければならぬ、まあかようなことが私どもの立場でございます。

○八木一郎君 政治は国民のもの、国民一人一人は国に、また家に国家に社会に、その構成員としての責任と義務を感じながら、こういう問題に對する時期だと思ひます。

そこで、私はこういう時期をとらえて、日ごろ思つておることですが、常日ごろ戦後のわれわれの国民生活に寄せてきた心構えについてひとつ問題を提言、提起してみたいと思ひます。

まあこれは、ここに人殺し問題について一つの話が出ておりますので、非常に感銘した私は、このことを御披露して大臣の御感想を伺いたい。

話は、非行少年や犯罪者に接する仕事を長いことしてこられた加賀乙彦さんのお話です。ある殺人犯がいた。彼は大学を卒業して証券会社に入社し、相応の収入もある頭のよい男だったが、ふとしたことで人を殺し、死刑の判決を受けた。そして獄中で、なぜ人を殺したかといふことを真剣に考え始め、この考えを続けた結果、ついにカトリックに入信した。ある日、彼は私に——この私は加賀乙彦さんですが——つくづくため息をついて言うことに、どうして、あんな事件を起こしたかと反省すると、結局自分は、人を殺すことが悪いことだと知らなかつたんですね。彼は、殺人が刑法に触れる犯罪であることはよく知つてゐる。またつまり、世間で人を殺すことが禁止されてゐることは心得てゐた。しかし、人を殺すことが悪であることを心にしみ込むような強さでは知らなかつたといふ。彼の反省は、言葉としては平凡だが、実は非常に大切な省察を含んでゐる。なぜ、私たちは人を殺してはいけないのかという道徳の根本問題を彼は言い当てるといふのであります。事実、キリスト教にしても仏教にしても、すぐれた宗教は第一に殺人を禁じてゐる。そして愛とか慈悲とかは、殺すなから出発しております。人の守るべき道徳として殺すなかれ、これが第一にくだるのであります。それなのに真の道徳、だれもがそれを教へなかつた。子は親のすぐとりにする。親の言うことは聞かないけれども、親のするのとりにするといふ、こういう親の立場に立つてわれわれも政治は国民のものだ、やっぱり反省をしてみますが、どうも戦後ここに欠けるところがあつたのではないか。主権在民は教へるけれども、この殺すなかれ、道徳、人間がいかんにか生かすべきかといふことを学校でも家庭でも社会でも本気になつて教へてこられたかどうか、こういうことを私は感じたのであります。いま必要なのは、戦争にも匹敵する道徳の戦いであるといふことを言われたあの哲学者のジェームズのような心算に立ちますと、こういう問題についてこれだけの世界を騒がした問題の中で、日本

の政府内にもこのような感慨に触れた何か検討があったかどうか、またお考えはどうか、この機会に伺いたいと思います。

○國務大臣(瀬戸山三男君) きわめて高度な宗教的といえますか、哲学的といえますか、お尋ねであります。私ごときがさうな高度なものにお答えできるかどうかきわめてじくじたるものがあります。しかし私は、諸外国のこととは別にいたしました。近來の日本の現状を見ておきますと、なるほど経済、国民生活は日本の歴史始まって以来の高度な状態になっております。世界の歴史にもかような奇跡的なことは初めてだろうと言ふ。しかし、その半面何となく心の乱れがある。私の実感であります。その心の乱れは、せつかくあらゆる歴史の躍進を遂げて築き上げてきた、先ほど簡単に申し上げましたいわゆる法治国家、仕組みによって国民の平和と安全と自由を守って豊かな暮らしをしていくという仕組みだと思ひます。心の乱れが、こういういわゆる法治国家の意義について残念ながら日本国民は、歴史の経験が浅いといえますか、それに対する真剣な努力が足らなかつたといえますか、私の見たところではやや希薄である。これが今日の各種の凶悪犯その他が簡単に他人の人命を損傷すると、こういうことが行われておる根本であると思ひます。私は現在の学校の教育の内容をつまびらかにしておりませんが、社会をつくり国をつくり人間生活をこうやって営んでいくのは、これはやっぱり人間が生命を保存し幸せに暮らしていくためのものであると思ひますが、この大自然から生命というものを授かつておる、しかも、特に人類だけに限りません、人類がなぜいろいろな苦勞をしながら営々と子孫をつくり努力をするのかという、人類の目的といえますか、意義といえますか、生命の意義といふものについて、その根本のところを教育の場あるいは一般の場で指導といふか、教えるといふか、そういうことに欠けておるような気がしてなりません。あらゆる問題がやっぱり生命を基本にして社会をつくり人類の発展を図つ

ていくものだと私は觀察、感じておるわけですが、そういう深い、いまおっしゃったような宗教的といえますか、哲学的といえますか、そういう根本問題を真剣に考えるという風潮に欠けておるように思ひます。これは一、二の努力によっておけるものと思ひませんが、ただ法律をつくつただけでは、いまおっしゃったようにこの法律を知らないでおる人がたくさんおるわけですから、法律をつくりあらゆる行政その他の個人の努力をするのもやっぱり生命を安全に円満に保存し、生き続けていくというためにあるものだと私は見ておりますが、やはり教育界その他総合的にそういう考え方がいふことがあつておる問題の前提になるのじゃないかと、かようにお尋ねしております。お答えになるかどうかわかりませんが、今度のハイジャック事件では、日航ハイジャック事件が起こり、後を追うかのようにルフトハンザのハイジャックが起こる。事もあるうちにその途中で御承知のように長崎でバスを利用して凶悪犯の行動があつた。まあ、バスジャックと簡単に言われておりますが、この三つのものが重なつて、それぞれ処置の違いはありましたが、薄れておつた法治国というものの意義を今度の重なる事件によって国民の皆さんが、深い真剣にいろいろあると思ひますけれども、やはり真剣に法治国家の意義というものを考えられる絶好の機会であつたような感じがしております。私が記者会見等いろいろ申し上げておるものは、法治国家の意義とか人命の尊重とかいふものはこれは政府だけの問題でない、あるいは法務省や法務大臣だけの問題でなくて、国民全体、一億一千万それぞれその人の問題である、国民一億一千万のわが事であるという考えをしてもいい、こういうことを申し上げるために、時と場合によっては血を見て法治国家を維持するといふ決意をしなければならぬ、かようなことをや法務大臣としては激越なように聞こえる言葉を使つておる

すのは、こういう思まわしい残念な事件を契機にして国民全体がそういう気になつてほしい。それを呼びかけるという失礼でありますけれども、私の気持ちの裏にはそれがあつてあります。いまおっしゃったことに対する御答弁になるかどうか、私自身じくじたるものありますが、私はいまおっしゃった八木委員のお気持ちは十分わかるような気がしておるわけでございます。

○八木一郎君 いまテレビは十二チャンネルもあつて、テレビで日常茶飯事のように殺人事件や戦争を見ておる子供たちに、殺人は悪だと心に響くような形で教えることというのはなかなかむずかしいと思つておる。いまお触れになつたような一億一千万の一人一人の人間が人間らしい豊かな心、物で榮えて心で滅びるという人がおられます、そういうことにならないように心がけておつても、日常のテレビを見ますと、私はこれはやっぱり心を痛めるのです。しかし、むずかしいからといってこれを投げておいてはどうにもならない課題だと思ひます。私がお尋ねしたいのは、この七つの項目を挙げてこれからは日常監視的にこの対策を進めていくという対策本部の中に、これをまとめるまでの間に、この人の心を寄せてこの問題にどう取り組めばいいのだからかという問題を、これは哲学的や宗教的にでなく、行政的な立場にお立ちになつておる、いま私はテレビを例に出しておるのですが、そういう問題がきつとあつたに違ひない。こういうことについては対策の中に入つておると思いますが、どこかに入つておるのか、考えはあるのかどうか、もう一遍伺いたいと思ひます。

○説明員(田中和夫君) 私は事務局として対策本部に始終出席しておりましたけれども、確かに表面的にはかような考えは出ておらないのでございませぬけれども、その裏には、議論した過程には、ただいま先生おっしゃられましたように、非常に社会的風潮と申しますか、あるいは容易に人を殺しても構わないというようなマスコミ等の場面があるわけでございますけれども、こういうものも含めまして議論したと私に判断されるわけでございます。したがうして、私もつくりました裏には先生御指摘されましたようなことが十分考えられると、このように考えていたかきたいとかように思つております。

○八木一郎君 その対策委員の、構成しておる閣僚人事、人間、どういふ方々がその構成をしておられますか。

○説明員(田中和夫君) 対策本部長は、内閣官房長官でございます。そのほかに本部員といつたしましては、法務大臣、外務大臣、運輸大臣、大蔵大臣、国家公安委員長、そのほか警察庁長官あるいはオブザーバーといつたしまして日航の職員、そして全日空の職員、このような方々が含まれております。

○八木一郎君 これは要望しておきますが、常設的にこの対策を進めるような配慮をしていこうという対策本部ならば、私にはいふ提言しておるような問題に、総理大臣ですか、ともかく当然中心をばらまいておいて、日本の精神風土に対して、荒れおる日本の姿を見せびらかしたままになつてしまふと思つておる。これはどうしても内閣として、総理大臣として、日本として、国民として、そういう問題を取り上げて対策本部で検討をし、そして名譽と信用の挽回に努めてもらいたい、これを要望しておきます。

以下は、二、三条文を読んでみてもわかりにくい点がございまして、簡単に御質問を申し上げます。局長から御説明いただければ結構です。

対策本部発表第七の二にすなわち次のようなことが三つ挙げられております。今後検討する、とあります。私は、今後検討する、が気に食わない。通常国会で立法するところまで腹をくくつて進められるのならまだよし。これは大事なところだと思ひますけれども、どのように考えておられるか。

読んでみますと、一は、「刑事訴訟の迅速化を図るための刑事訴訟法の一部改正」をすること。

あの浅間山事件以来、まだシロだかクロだかわからず、そのままになっておるといふことは、国民は非常に不思議に思っている。何しているのだ、なぜだろ、こう思っています。

二番目は、「航空機強取者の人質強要行為に因りて死刑を設ける」ということは決めて、手続的な検討に入っている、これも読めるし、この場を逃れるためにこう書いて、ずるずる先に行ってしまうのじゃないかとも思えるが、これはどうか。

三、「航空機以外の場における人質強要罪の新設」をすること。これは長崎のあの事件があったし、いろいろ出ましたから間に合わなかったのかどうか。この三つについて解説をお願いいたします。

○政府委員(伊藤榮樹君) たいま御指摘の三点について御説明申し上げます。

まず第一の刑事訴訟法の改正の問題につきましては、先にこの作業の進みぐあいを申し上げますと、今日二十八日に法制審議会に諮問いたしましたので、今日の総会から御審議をいただくことになっております。

この内容について若干申し上げますと、たいま御指摘がございましたように過激派の刑事事件を中心として訴訟が極端に遅延する傾向が顕著でございます。訴訟が遅延します一般的な理由といたしましては、裁判所、検察官、弁護人、被告人、それぞれにそれぞれの理由があるわけでございますが、過激派の事件を通じて顕著でございます。これは、弁護人が被告人と意思を通じまして訴訟の遅延をはかる傾向が顕著であるということでございます。すなわち、きわめてしばしば公判期日において退廷戦術をとる、あるいは不出頭戦術をとる、さらには極端な場合には弁護人が辞任戦術をとる、こういうことによりまして、公判期日における審理の進行をさせないというような動きが顕著でございます。たとえ、裁判所が機械的に計算いたしますと、一月に二回ずつ、二日ずつ公判をやったのでは数十年を審理に要

するといふふうには認められるような事件につきまして、せめて一週間に一回公判期日を入れようというふうに、弁護人の退廷戦術、不出頭戦術、辞任戦術が出てくるわけでございます。このような過激派の犯します中で世間の注目を浴びておりますような事件は、そのほとんどが必要的弁護事件でございます。弁護人がなければ刑事訴訟法上公判を開けないこととされている事件でございます。これが悪用されて、訴訟の遅延に利用されておるといふ傾向が、これは全体の裁判から言えればごくわずかな数でございますが、極端な過激派の事件を中心に見られるわけでございます。

そこで、これの対策といたしまして現在考えておりますのは、弁護人がたいま申し上げたような戦術をとりました場合に、当面の予定されております公判期日でありまして、あるいは被告人が新たに私選弁護人を選任するか、あるいは国選弁護人をつけてくれと裁判所に請求いたしますまでの間、暫定的に弁護人なしで公判を進行できるようにしてはどうかと、こういう構想で事務的に検討をいたしまして一応の成案を得ておりますので、法制審議会総会にお諮りしたいと、こう考えておるわけでございます。

次に、お尋ねの第二点、第三点でございます。便宜上、第三点の人質強要行為の処罰の方から先に申し上げますと、確かに今度の日航機ハイジャック事件の対策といたしまして、とにかく早くもたいま御審議いただいております法律案を早くに取りまわめて御審議を願うこととしたわけでございますが、申し上げるまでもなく、この次ぐういった連中が起きますテロ行為、これは必ずしもハイジャックと限られるわけではございません。過去のクアラルンプール事件のように在外公館占拠事件も想定されますし、また先ほど対策本部の方からお話がありましたようないろいろなテロ行為が考えられるわけでございます。そういうものに対処するために、大変卑俗な言葉で、妙な言い方で恐れ入りますが、ハイジャックに対してそれらのものをその他ジャックとも申しま

すと、その他ジャックの対策を早急に考えなければならぬと思うわけでございまして、そのために航空機以外の場において人質をとって破滅的な要求をする行為、これについても現在の確な処罰規定が欠けておる面もございまして、立法化したしたいと思います。それからさらに、このハイジャックの場合、あるいはたいま申し上げた妙な言い方でございまして、それがその他ジャックの場合を通じて、その態様の極端なものにつきましては、たとえばその結果人の生命が左右されることとありまして、これに匹敵する刑罰的評価をすべき場合があるのではないかと、こういう観点から先ほどお話のとおり死刑を設けるといふことが相当な場合もあるのではないかと、こう考えましてその人質による強要罪、それからそれらのものあるいはこのハイジャックによる人質強要罪の両方を通じて、特定の極端に凶悪なるケースを想定いたしまして死刑を盛り込むということで鋭意現在作業いたしております。

率直に申し上げますと、今日二十八日の法制審議会総会に間に合うかどうか際どいところであるといふのが現在の作業の進行状況でございます。したがって、私ども事務局といたしましては、三点いずれも鋭意作業を急ぎまして、次期通常国会を目途に勉強させていただきます。

○八木一郎君 これはぜひ通常国会に間に合うようなスピードで処理できますように要請を申し上げます。

次は、航空機強取等の処罰に関する法律の一部改正関係でございますが、ちよつと説明を求めておきたいのです。列挙的に申しますと、一条二項に二項を新設しておりますが、この新設の理由がちよつとわからない、なぜこういうふうにしたか。

それから二番目は、長崎事件、航空機に限らず、こういう船舶とか自動車とか何だとかいうようなものを対象とする考えはこの過程ではなかつたかあつたのか、包括されておるかどうかという意味が聞きたいです。

三番目は、死刑は規定し得なかつたという理由はたいま伺いましたが、もう一度、これをなぜ規定し得なかつたかという理由を簡単に伺いたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) 順次お答えを申し上げます。

まず、航空機の強取等の処罰に関する法律の中に、第一条の一項と二項の間に新たに二項を設けるわけでございますが、ハイジャックと一口に言いますが、最近のハイジャックは、もう十分御承知のように、単にハイジャックをするだけでなく、ハイジャックをしてから乗客、乗員を人質にして、そして不法な要求を第三者に対して仕向けてくるという形態が多くなつてまいりました。この典型的なものは今度の日航のハイジャック事件であり、ルフトハンザ事件であったわけでございます。これの予防策あるいはこれに対する対策といたしましては、先ほど内閣審議室から詳細御説明がありましたように、万般の努力をいたさなやなりません。刑罰的な評価の面におきましても、やはり単純なハイジャックとこのたびのような人質を取つて強要するということまでプラスされた行為とは評価を異にしなければならぬ、刑を重くしなければならぬという要請があるわけでございまして、そういう意味から今回一条の二項の改正をお願いいたします。

その際、確かに考えられましたことは、飛行機の場合、すなわちハイジャックの場合だけでなく、在外公館の場合あるいは船舶、汽車、そういうものも乗っ取り、こういうものにも対処しなければならぬのではないかと。さらには、ハイジャックをいたしました上人質を取つて無法な要求をするような行為の中には死刑をもって臨まなければならぬ場合もあるのではないかと、こういうことがやはり種々御議論もありましたし、私どもも私もなりに考えたわけでございますが、当面のこの日航

いと存じます。

○委員長(中尾辰義君) 本日はこれにて散会いた

午後三時四十分散会

十一月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第一三〇三号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第一三三五号)(第一八〇二号)

第一三〇三号 昭和五十二年十月二十八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木三ノ一五ノ一

七全東京ろう者連盟交通安全友の

会 青田一良

紹介議員 橋本 敦君

民法第七百五十条「準禁治産者」について、聲明および監護者の事項を削除すること。

理由

私たちがろうあ者が必要に迫られ、融資あるいはローンに関する申込みを銀行あるいは信用金庫等に行うと、保佐人を要求される場合がしばしばある。これは民法第七百五十条によつてろうあ者イコール準禁治産者と理解されるからであり、独立して世帯をもち、社会的に自立して生計を営んでいるろうあ者にとつてこの種の理解は屈辱的であるだけでなく、新たな差別と偏見の助長の要素となつてゐる。準禁治産者とする監護者及び監護者をここに掲げる必然性はない。このようにろうあ者はその身体的な障害のゆえだけでなく、国の貧しい社会保障政策によつてもその生存権をおびやかされてゐる。民法第七百五十条の規定は前近代的な障害者観を反映したもので、前世紀の遺物であり、また、それは今も私たちがろうあ者の生活と権利を奪

い、差別と偏見を助長する存在である。

第一三三五号 昭和五十二年十月二十八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区下高井戸四ノ三二ノ

三六 吉武輝子外四名

紹介議員 市川 房枝君

民法第七百五十条を「夫婦は婚姻後もそれぞれ固有の氏を称するものとする。但し、どちらか一方の氏を共通に称することもできる」という趣旨に改めること。

理由

現行民法第七百五十条は、婚姻に際し夫婦が同一の氏を称することを義務付けており、婚姻の際には夫婦となる者の一方が氏の変更を余儀なくされるという事態は、変わつていない。生来の氏は、既に、人格の一部に等しいものとなつており、婚姻によつてその変更を強いられるということは、精神的苦痛を伴うだけでなく、離婚の際の復讐の場合にまさるとも劣らない生活上の不便をもたらす。しかも、圧倒的に女性側の改氏が余儀なくされている現状では、夫側の氏になることにより、あたかも妻は夫に従属し、人格を吸収されるのが当然のごとき誤解を生じさせ、家長制的家族制度の実質的な温存に役かつてゐるといえる。この事態は、婚姻による夫婦の平等をうたう日本国憲法第二十四条、性による差別の禁止をうたう同十四条に反するものと考へられる。既に諸外国の立法例においても、夫婦別氏を認めるものが増加してゐる。

第一八〇二号 昭和五十二年十月三十一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 横浜市港北区高田町一、二、三、六

北沢洋子外六名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

十一月十五日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

(航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正)

第一条 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の罪を犯した者が、当該航空機内にあ

る者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の懲役に処する。

第二条中「前条」の下に「第一項又は第三項」を加える。

(航空機の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第二条 航空機の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二年」を「三年」に改める。

第三条第一項中「この項において」を削る。

第六条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条中「及び前条第一項」を「第三条第一項及び前条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(業務中の航空機内に爆発物等を持ち込む罪)

第四条 不法に業務中の航空機内に、爆発物を持ち込んだ者は三年以上の有期懲役に処し、銃砲、刀剣類又は火災びんその他航空の危険を生じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者は一年以上の有期懲役に処する。

(旅券法の一部改正)

第三条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「五年」を「二年」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第十九条の二第二項第三号中「前条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(返納に係る公告)

第十九条の二 外務大臣又は領事官は、前条第三項において準用する第十四条の規定により一般旅券の返納を命ずる旨の通知(以下この条において「通知」という。)をする場合において、当該旅券の名義人の所在が知れないときその他通知をすべき書面を送付することができな

きないやむを得ない事情があるときは、通知をすべき内容を外務大臣が官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。

2 外務大臣が通知をすべき内容を官報に掲載した場合においては、その掲載した日から起算して二十日を経過した日に、通知が当該旅券の名義人に到達したものとみなす。

3 外務大臣は、通知をすべき内容を官報に掲載したときは、遅滞なく、必要と認める地域に係る領事館の領事官に対しその旨を通報するものとし、当該通報を受けた領事官は、その所属する領事館の適当な場所に当該通報の内容を掲示するものとする。

第二十三条中「左」を「次の」に、「一年」を「三年」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

昭和五十二年十一月二十二日印刷

昭和五十二年十一月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局